

第30回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年7月18日午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

足立阿季子，海老瀬敏正，川崎友巳，齊藤真紀，塩田展康，西山明己，三木澄子，村上和也，藪内直治，小林務，小弓場文彦，並木正男，佐藤明

(事務担当者等)

和田真，志賀隆士，米沢弘治，藤木義裕，太田幸枝，櫻井薫，藤本昌彦，饒波岳人，松木慎治，大谷浩一，湯浅文恵，秋本直樹

4 議題

裁判所の広報活動について

5 議事

- 開会
- 委員異動報告及び新任委員等あいさつ
- 議事

ア 広報に関する説明

イ 意見交換

《発言者；■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者》

- 当庁で企画・実施している憲法週間行事，法の日週間行事，夏休み子ども模擬裁判などの広報行事の内容，実施時間帯，募集方法について御意見を伺いたい。他に裁判傍聴，庁舎見学，その他の広報ツールについても自由な御意見を頂戴したい。

- 裁判所は広報活動について、よく取り組んでおられるという印象を持っている。今、説明のあった広報行事については、京都市外に在住している市民は参加しにくい。もっと地方でもやってもらいたい。

裁判所も費用対効果を考えておられると思うが、裁判所のリーフレットを、京都府北部では見たことがない。せっかく費用と手数をかけているのにもったいない。

- 裁判員裁判の導入期には、多くの裁判官が外部で講演をされていた。弁護士会では法教育に力を入れており、実際に生の弁護士を見たことがあるということが大事であると感じている。生の裁判官や生の弁護士を見たことのない人も多く、裁判官が市民の前に出るということで親しみやすくなるのではないか。

- 紹介していただいた広報行事は、京都地裁近隣の市民や小中学生を対象にしているもののように思う。学校の放課後の時間帯に広報行事をされた試みはよいと思うが、近隣の住民以外は参加しにくい。日数を増やすなどして、広報活動の場を地方にも広げてほしい。

- 裁判所のホームページに見学会等の案内を掲載して希望を募っており、地域からの申込みもある。

- 検察庁では、検察を正確に理解してもらうことを目的として「検察ふれあい広報」と銘打って、法教育を中心として広報活動を行っている。

検察官が学校に出向く出前教室と学校から検察庁に来ていただく移動教室とがあり、講義やDVD視聴、模擬裁判などを実施することもある。裁判所においても、法廷傍聴以外であれば、外部に出て、ビデオを流した後に質疑応答を実施するといったことも考えられる。

- 憲法週間や法の日週間など特定の期間にだけ広報行事をされているような印象があるが、それ以外にも頻度を増やすといいのではないかと思う。百貨店では、無料法律相談を実施すると参加される方が多いが、たくさん

の人が集まる場所で、出前講義などをしていただければ裁判所が利用しやすくなり、認識も高まると思われる。

- 小中学校には、裁判所以外からも出前授業などの催しの案内がたくさん届く。たくさんやれば効果が上がるというわけではないので、量と時間だけを増やすのではなく、内容を検討してよく練っていただいたほうがよい。裁判員制度が始まる際には、配布されたDVDとリーフレットは大変役に立った覚えがある。
- 各自治体で様々なイベントが開催されるが、その際に裁判所のブースを出展してPRしてはどうか。そうすれば老若男女問わず広報できる。
- 人は一般的に自分に必要な情報しか見ようとしらないという傾向がある。不特定多数が集まるイベントでチラシなどを配ると、関心がなくてもそれを手にすることになるので、仮にそのとき必要がなくても、必要なときに思い出すということはある。
- 広報、つまりパブリック・リレーションズについて調べると、組織の目的を達成するために必要な情報を広く提供するための諸活動であり、目的を定めてやっていく必要がある。裁判員制度の広報に関して言えば、制度が定着してきていることから広報は成功していると思っている。裁判員になるかもしれないという関心のある人を広報のターゲットにできたからであろう。団体傍聴も関心を持った方が申し込むということから、いい制度だと思う。

広報は小学生よりも裁判に興味を示す高校生、大学生を対象にした方がより効果があると思われるので、それらの年代もターゲットにしたほうがいいのではないか。

検察庁でも模擬裁判をやるということであれば、裁判所と重なる部分もあるので、法曹三者と法務省が協力して、広報することも考えてはどうか。

- 高校生を対象にした企画がないのはなぜかと思った。高等学校では現代

社会等の科目で学ぶので、広報の対象にしてはどうか。

また、検察庁、弁護士会、裁判所で別々に広報されているようだが、「日本の司法制度」としてまとめて広報すれば、費用が削減でき、効果的である。

大学では法学部の人気下がってきているので、高校生向けの広報を通じて、法学の魅力について知ってもらい、多くの学生に法曹を目指してほしいところである。

- 広報の目的として、国民の皆さんに正しく理解してもらい、裁判所への信頼を高めることで、利用してもらいやすくすることを目指すとの説明があったが、実際の広報行事の内容は、裁判所に親しみを持たせることを目的としたものが多いように感じる。広報は戦略的に行う必要があり、来庁者からアンケートをとるなどして検証することが必要ではないか。

パンフレットについて、全国統一のものと、京都地裁独自のものとを明確にしてはどうか。

広報行事について、平成25年8月14日に参加者が二、三十人であったとのことだったが、コストの割に広く国民に知らしめるという効果が低いと思われる。募集をして待っているという方法には限界があるのではないか。広報の短期効果と長期効果を考えると、小中学生を対象とすると長期効果が期待できる。例えば、学校に出向いて小学6年生全員に講義をすれば、1回で何百人に聞いてもらえる。ただし、学校ではカリキュラムをこなすので手一杯であり、なかなか特別な授業を加える時間がない。一方で、高校では公民や政治経済の科目で先生が裁判の仕組みを教える授業があるので、そこを裁判官に来てもらって説明していただけたら、学校にとっても望んでいるものになるかもしれない。

また、法学部のある京都の大学と提携し、順番に回るということも考えてみてはどうか。

- 裁判所の中に足を踏み入れたことのない人も多いと思うので、ロビーでコンサートなどを開催して、身近であたたかい場所であると感じていただくことも考えてみてはどうか。
- ウェブサイトについて、京都地裁独自のページを作っただけだとよいのではないか。
- 最高裁判所のウェブサイトの枠組みの中で当庁のページを作成する必要があり、当庁が独自にウェブサイトを立ち上げることは難しい。現行の枠組みの中で、可能な限り独自性を出していきたい。
- 検察官が主人公のテレビドラマを見て、関心を持って検察官を目指す学生もいる。テレビの広報効果は絶大である。
- 広報において、身近さ、親しみやすさが大事である一方で、裁判に対する信頼は、当事者との一定の距離感があるからこそ保たれるところでもあるので、さじ加減が難しいのだろうと思う。
- 広報で裁判所から市民に対して情報を流すだけではなく、市民の声を聞いてもらうための目安箱のようなものを置いてみてもいいのではないか。
- 皆様、本日はいろいろ貴重なご意見をいただき御礼を申し上げます。皆様からいただいたご意見は、今後の広報活動に活かさせていただきたい。

ウ 次回のテーマ

裁判員制度の現状と課題について

エ 次回開催日

平成26年12月19日（金）

以 上